仙台地方裁判所 御中

仙台北陵クリニックえん罪事件

守大助さんの裁判のやり直しを求める要請

私たちは、仙台北陵クリニック事件で2008年(平成20年)2月に無期懲役が確定し、現在千葉刑務所に収監されている守大助さんの裁判のやり直しを求めます。

事件の概要

本事件は2001年(平成13年)、当時の仙台北陵クリニックに准看護師として勤務していた守さんが、筋 弛緩剤を点滴に混入して5人の患者に投与したとして殺人・殺人未遂の罪で起訴されたものです。

守さんは、裁判でも一貫して無実を主張し続け、2012年(平成24年)に獄中から裁判のやり直しを求めました(第一次再審請求)が、一審から最高裁まで一度も証拠調べや証拠開示がなされないまま請求が棄却されてしまいました。

裁判を通して明らかになったこと

確定審と第一次再審請求審を通じて明らかになったことは、1) 守大助さんが点滴ボトルに筋弛緩剤を入れたという客観的証拠が何もないこと、2) 唯一の物証として有罪の決め手とされた、患者の体内から筋弛緩剤を検出したとする大阪府警科学捜査研究所の鑑定が、極めて杜撰で科学的な検証に耐えられるものではなく、筋弛緩剤が含まれているという証明になっていないこと、3) 被害者とされた患者の様態が、筋弛緩剤投与による薬効と程遠いものであることです。

事件の真相

当時クリニック内で急変患者が続出したことを不審視した警察が、「筋弛緩剤混入」という見込捜査を行ないました。カルテさえ調べずに守さんを逮捕し、マスコミが大々的に報道したことで犯人像が作られてしまいました。しかし現実には、患者を担当した医師自身が5人ともに急変の原因が「病変」であることを認めており、そもそも「事件はなかった」というのがこの事件の真相です。

裁判所の判断

裁判所はこうした実態に目を向けず、検察側証人の供述のみを信用して、推測を積み重ねて有罪として しまいましたが、全く合理性に欠けた判断だったと言わざるを得ません。こんな不合理な判決で、無実の青 年を無期懲役という過酷な刑に処することは、絶対あってはならないことです

貴所への要請

貴所におかれては、今回提出する新証拠だけでなく捜査関係資料など未提出の証拠も開示させ、新旧全ての証拠を総合評価したうえで真実を明らかにし、「白鳥・財田川決定」に従って「疑わしきは罰せず」の原則に則って、速やかに再審開始決定を下されるよう要請いたします。

要請者氏名	要請者住所

[取り扱い団体] 仙台筋弛緩剤えん罪事件・守大助さんを守る愛知の会 〒460-0011 名古屋市中区大須 4-10-26-401 国民救援会愛知県本部 気付 Ia:052-684-5825 (署名集約先)

〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1丁目5-13 日本国民救援会宮城県本部 ℡:022-222-6458